

内閣総理大臣

総合海洋政策本部長 野田 佳彦 殿

「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」

四方を海に囲まれ、国土面積の約12倍に相当する広大な管轄海域を有する日本にとって、海洋は、我が国の国土と経済社会の存立基盤であり、また、無限の可能性を秘めた人類のフロンティアである。こうした背景の下、新たな海洋立国の実現を目指して、平成19年に海洋基本法が制定され、平成20年には、海洋政策を総合的かつ計画的に推進するため、現行の海洋基本計画が策定された。現在に至るまで、同計画に基づき、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、海洋に関する国際的協調等の各施策が着実に実施されているところである。

一方、東日本大震災の後、我が国の社会・経済が大きく変化し、エネルギー政策の再検討の動きや新たなフロンティアとしての海洋エネルギー・鉱物資源に対する期待の高まり、経済が低迷する中での日本再生に向けた海洋分野への期待の高まり、我が国を取り巻く国際環境の変化に対応した海洋権益保全や海洋秩序維持への関心の高まり等、我が国の海洋政策を巡る環境も大きく変化している。こうした中、海洋立国日本の更なる実現に向けて、さらには海運・水産業等に加え新たな海洋産業の振興・創出が日本の再生や成長にも寄与するとの考え方に立って、新たな海洋基本計画を策定し、我が国の海洋政策が今後進むべき道筋を国民に明らかにする意義は極めて大きいと考える。

参与会議においては、本年5月以降、今後策定予定の新たな海洋基本計画について、集中的に議論を行い、今般、下記のとおり、参与会議としての基本的な考え方をとりまとめた。今後、総合海洋政策本部長におかれては、下記基本的考え方を十分踏まえ、新たな海洋基本計画策定に取り組まれるよう意見を述べる。

平成24年11月27日

総合海洋政策本部参与会議
座長 小宮山 宏

記

1. 参与会議における議論の取りまとめ

- (1) 現行の海洋基本計画の実施状況の評価、現下の経済社会情勢の変化等を踏まえると、今後の当面の海洋政策については、海洋再生可能エネルギーや海洋エネルギー・鉱物資源等を活用した海洋産業の創出と振興、海洋環境の保全及び海洋の安全の確保が特に重要な課題となる。また、これらの政策を実現していく上での基盤整備を図る観点から、海洋情報の一元化と公開、海洋に関わる人材の育成、海洋の総合的管理等も重要な政策課題となる。
- (2) こうした基本的認識の下、関係者も含め幅広く議論することが特に必要と考えた5つの課題について、重点的に議論を進めてきたところである。今後、各課題については、以下に述べる方向性に沿って、計画を策定することが必要であると考え。

※下記に掲げる各施策については、プロジェクトチームを施策毎に設置して議論を進めてきたところであり、現段階における各プロジェクトチームの検討結果は、別添資料のとおりである。

① 海洋産業の振興と創出

海洋エネルギー・鉱物資源開発と海洋再生可能エネルギー利用については、これまでの進捗状況を踏まえ、産業化を念頭に官民を挙げて技術開発や開発体制の整備を伴う事業を推進する。加えて、我が国の海洋資源開発関連プロジェクトを活用した新しい海洋産業が世界市場で活躍できるよう、日本の関係企業の国際競争力を戦略的に強化するとともに、海運等についても戦略的に施策を展開する。また、海洋産業関連の技術開発・人材育成における民間企業間の連携強化により、海洋産業を支える共通基盤の構築を図る。

② 海洋情報の一元化と公開

海洋資源の活用等の海洋政策の推進に必要な海洋調査について、宇宙の利用を含めて充実させるとともに、国等の有する海洋情報の一元化や利便性の向上を図る。これらにより、海洋情報の利用を促進するとともに、海洋情報産業の創生を促す。また、海洋情報のインターネット上での公開に関し、検索機能を強化する等利便性の向上を図る。

③ 人材育成

小学校、中学校及び高等学校等において海洋への理解の増進を図る。また、地域における産学官連携のネットワーク造りを促進し、基礎研究の強化、地域の特色を活かした海洋産業の創出、人材の育成を推進する。

④ 沿岸域の総合的管理と計画策定

沿岸域の再活性化、環境保全・再生、地域住民の利便性向上等のため、沿岸域で陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する地域スキームの構築に取り組む地方を支援する。

⑤ 海洋の安全保障（海洋の安全確保）

我が国の領海及び排他的経済水域等の保全を図るため、海上保安庁及び海上自衛隊の体制強化や能力向上を図るとともに、両者間の連携を強化する。また、必要に応じ予算の拡充や法整備を行い、我が国の安全保障の確保や海洋に関する国際秩序維持に貢献する。

2. 今後の計画策定について

(1) 上記1. の議論のとりまとめは、各施策に関する全ての課題を網羅したのではなく、各プロジェクトチームの検討結果も、その具体性等の点で多様なものとなっている。また、上記1. に掲げる施策以外の施策も引き続き重要な課題であり、海洋の開発・利用と海洋環境の保全との調和や地球温暖化対策等の環境保全対策、海洋科学技術に関する研究開発の推進、水産資源の持続的利用、排他的経済水域・大陸棚の総合的管理の推進、海洋権益確保等の観点からの離島の保全・管理・振興等についても、さらに検討を進める必要がある。さらに、各施策を推進するためには、必要に応じ法制度を整備すること等も重要となる。参与会議としても、引き続き海洋政策に関する議論を継続することとするが、このような点に十分配慮して、今後計画策定に取り組むことが必要である。

(2) また、計画策定に当たっては、これまでの計画に基づき行われた施策の厳正な評価と、施策実施に当たっては評価に基づき選択と集中を図ることが重要である。参与会議の提案及び評価に係る機能の強化を含めた総合海洋政策本部の機能強化に向け、その方向性や内容等についてさらに検討を進めることが必要である。

※参与会議の一つの提案は別添資料のとおりである。